



平成 28 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 スガイ化学工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 武田 晴夫  
(コード番号 4120 東証第 2 部)  
問合せ先 総務部長 田中 淳二  
(TEL. 073-422-1171)

### 監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 11 日開催の取締役会におきまして、平成 28 年 6 月 23 日開催予定の第 65 回定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する事を目的とする「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日公表の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

取締役会の議決権を有する監査等委員である複数の社外取締役を含む取締役により組織される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことで、より透明性の高い経営を実現し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図り、企業価値の向上に繋がる監査等委員会設置会社に移行するものであります。

##### (2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 23 日開催予定の第 65 回定時株主総会において、必要な定款変更のご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

#### 2. 定款一部変更の件

##### (1) 変更の理由

①「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の強化の観点から、平成 28 年 6 月 23 日開催予定の当社第 65 回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行します。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

- ②取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定を変更案第23条第1項のとおり新設するものであります。また、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を変更案第23条第2項のとおり新設するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③改正会社法により、経営の意思決定を迅速化するため、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨の規定を変更案第24条のとおり新設するものであります。
- ④条文の新設、変更および削除に伴う条数の整備を行うとともに、その他所要の変更を行うものであります。

## (2) 変更の内容

別紙のとおりであります。

## (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年6月23日(木) 予定
定款変更の効力発生日	平成28年6月23日(木) 予定

以 上

[別紙 変更の内容]

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査役</u></li> <li>3. <u>監査役会</u></li> <li>4. 会計監査人</li> </ol> <p>第4章 取締役、<u>監査役</u>および取締役会、<u>監査役会</u></p> <p>(取締役および監査役の数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、10名以内、監査役は4名以内とする。</p> <p>(取締役および監査役の選任)</p> <p>第18条 取締役および監査役は、株主総会において選任し、その選任決議は議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもって行う。取締役の選任の決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役および監査役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は選任後<u>2年以内</u>、監査役の任期は選任後4年以内に終了する各最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会の決議により取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第21条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査等委員会</u></li> </ol> <p>(削 除)</p> <p>3. 会計監査人</p> <p>第4章 取締役および取締役会、<u>監査等委員会</u></p> <p>(取締役の数)</p> <p>第17条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>は、10名以内、<u>監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)</u>は4名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>選任し、その選任決議は議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもって行う。取締役の選任の決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は選任後<u>1年以内</u>に終了する各最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は選任後2年以内に終了する各最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会の決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会の決議により<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第21条 監査等委員会は、その決議によって<u>監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する</u>ことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等) 第 22 条 <u>取締役および監査役の報酬は、株主総会でこれを区分して定める。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会、<u>監査役会</u>) 第 23 条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>③ <u>取締役会に関する事項については、取締役会で定める取締役会規則による。</u></p> <p>④ <u>監査役会に関する事項については、監査役会で定める監査役会規則による。</u></p> <p>第 24 条～第 26 条 (条文省略)</p>	<p>(報酬等) 第 22 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(<u>取締役の責任免除</u>) 第 23 条 <u>当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役(取締役であったものを含む。)の同法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② <u>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>) 第 24 条 <u>当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会、<u>監査等委員会</u>) 第 25 条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日より 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>④ <u>監査等委員会に関する事項については、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第 26 条～第 28 条 (現行どおり)</p>

以 上